

佐用町学校規模適正化推進計画（案）（全体計画）概要版

日本の教育の理念法・根本法である教育基本法が、平成 18 年に約 60 年ぶりに初めて全面的に改正されました。この改正は、教育の重要性、そして教育を行う上での重視すべき事柄について国民の共通理解を図り、社会全体で教育改革を推進していこうとするものです。

この改正教育基本法第 17 条第 2 項の規定により、国の教育振興基本計画を踏まえつつ、地方公共団体においても基本計画の策定に努めなければならないとされ、佐用町においては、佐用町教育振興基本計画（夢ある教育 きらめきプラン）を策定し、“佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり”を基本理念として、その実現に向け鋭意取り組んでいるところです。

佐用町の進める“こころ豊かな人づくり”は、地域、家庭、学校の連携はもとより、学校は、国が基準を示す一定規模の児童生徒数や学級数を有する教育環境の中で、児童生徒の「学力」、「豊かな心」、「健康・体力」などを“バランスよく身につけた自立した人”を育成する教育の場として、最も重要な役割を担っています。

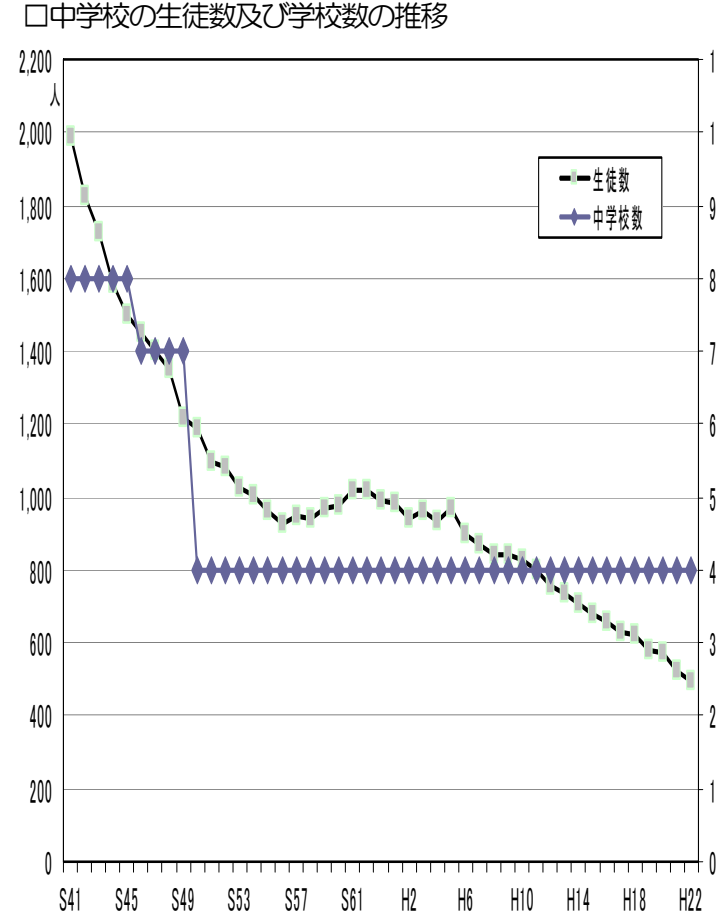
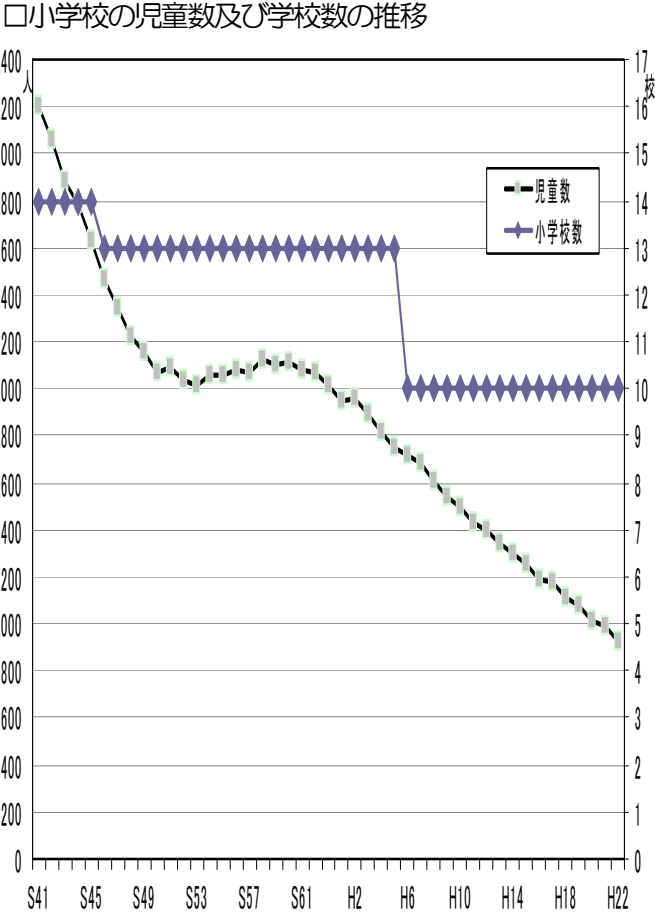
現在、その「夢ある教育 きらめきプラン」に基づき、五つの重点目標の一つである『社会の変化に対応する学校づくり』として、学校規模適正化推進計画（案）全体計画を策定しました。

その案を「児童生徒数の推移と今後の見通し」、「学校規模適正化の必要性」、「学校規模適正化に関する基本方針」、「今後の取組と全体スケジュール」として、次のとおりお示しします。

1. 児童生徒数の推移と今後の見通し

町内の児童生徒数は、昭和 41 年・児童生徒数 5,188 人が平成 23 年度 1,357 人と 40 数年間で 3 分の 1 以下に減少し、今後、さらに減少することが予測されています。

一方、学校数は、昭和 41 年度には小学校が 14 校、中学校が 8 校ありましたが、児童生徒数の減少に伴う統廃合により、昭和 46 年度には三日月小と大畑小、上月中と久崎中が、昭和 50 年度には佐用中、江川分校、利神中、石井分校の 4 校が 1 校に統合しています。その後、平成 6 年度に長谷、平福、石井、海内小学校の統合を経て現在の小学校 10 校、中学校 4 校の計 14 校となっています。



単式学級の数は、昭和 50 年度 119 学級でしたが、平成 23 年度には 70 学級にまで減少しています。

一方、複式学級は、平成 6 年度の統合利神小によって一時期、解消しましたが、平成 23 年度は江川・幕山・中安小の 3 校で 5 学級が設置されています。今後、出生者数が減少することが予測されることから、平成 26 年度に久崎小、平成 27 年度に三河小にそれぞれ 1 学級が、10 校中 4 校に 7 学級が設置される見込みとなっています。

また、特別支援学級（知的、肢体、情緒の 3 種類）は、平成 8 年頃から増加傾向にあり、平成 23 年度は小学校が 12 学級、中学校は 4 学級設置されています。

今後、出生者数の減少や特別支援学級への入級が増加すれば、複式学級の設置がさらに増えることとなります。

2. 学校規模適正化の必要性

各小中学校では、それぞれ規模・条件の異なる教育環境の中で様々な工夫を凝らしながら、より充実した学校教育の実現に向けた取組がなされています。

特に小学校は、本町のまちづくりの地域づくりの核となる「地域づくり協議会」が小学校区単位に設置されているなど、地域の課題解決に向けた取組がなされているところです。

このような状況の中、今なぜ学校規模の適正化が必要なのか、また、将来、小中学校の教育環境がどうあるべきか、次の 3 つの観点から学校規模の適正化に取り組むこととしています。

(1) 教育効果の観点から

国が基準を示す規模における集団教育という面を考える上では、一定規模の児童生徒数や学級数を確保することが大変重要な要素となっています。

その集団教育においては、いろいろな友達とのかかわりによって豊かな人間性や社会生活が身につく、互いに切磋琢磨・様々な価値観に触れることで心豊かな逞しい子どもが育つ環境が生まれ、また、体育・音楽の授業で扱う種目や題材が広がり、自然体験・社会体験・福祉活動等によって、これまでに増して幅広い活動が可能になります。

佐用町が目指す学校規模の適正化の推進は、単に規模の拡大と学級を増やすということだけが目的ではなく、佐用町や国の未来を託し、また『複雑多様化する国際社会を自分の力で生きぬいていく子どもたちのために』、今、地域・家庭・行政の責任として、教育環境はどうあるべきかを協議・検討し、より良い教育環境づくりの実現を目的として推進しています。

(2) 保護者のニーズの観点から

平成 23 年 1 月に実施した「佐用町の学校教育に関する意識調査」では、学校規模適正化の推進については、保護者全体の 71.9%が“積極的に推進すべき”、あるいは“適切な教育環境確保のためにはやむを得ない”と回答され、この傾向は小規模な学校になるほど強くなる傾向が見られます。

また、一つの学校に求められている規模（児童生徒数）としては、保護者全体の 90%余りのかたが 100 人以上を望まれ、その中で、小学校は 100 人～149 人、中学校は 150 人～199 人の規模、1 学級の規模（クラスの児童生徒数）については、小学校が 20～24 人程度、中学校が 25～29 人程度とする回答が最も多くなっています。

(3) 学校運営の観点から

「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の基準に関する法律」では、学校の学級は、「同学年の児童・生徒で編成すること」が定められていますが、極端に児童数が少ない学校では、やむを得ず例外的に複数の学年で一つの学級を編成しています。

学校規模の適正化は、同一学年からなる一つの学級を一人の先生が教える本来の姿に戻し、教育環境を整えることでもあります。

- ※ 複式学級設置基準「兵庫県」
- ① 1 年生を含む場合は、2 学年で 8 人以下
 - ② 2 年生以上は、2 学年で 14 人以下（国の基準は 16 人以下）
 - ③ 3 学年が関係する場合は、選択制

3. 学校規模適正化に関する基本方針

(1) 推進の期間

学校規模の適正化は、校区説明会・懇談会・協議会での説明・協議や事前準備など十分な時間を要します。このため『推進期間は平成23年から平成32年までの10年間』とし、『複式学級の解消を最優先』に、対象となる校区毎に順次取組を進めて行くこととしています。

(2) 学校規模適正化の推進に関する重点事項

学校規模の適正化は、早急に取り組まなくてはならない重要課題ですが、一方で、校区は地域づくりにおける地域コミュニティの単位として重要な役割を果たしていることから、次の3点を学校規模適正化推進の基調とします。

① 地域のかたや保護者の理解と協力による適正化の推進

通学路の安全確保やトライやるウィーク・総合学習（環境体験等）など、地域のかたや保護者など多くのかたの支援と協力によって取り組みがなされています。今後も地域のかたや保護者をはじめ学校や行政との共通認識の下で、理解と協力を得ながら進めていくことが最も大切であると考えています。

② 長期的な視点での適正化の推進（目標とする学校規模の基準年度）

児童生徒数の減少傾向は、今後も続くものと予測されることから、一定規模がより長く保てるよう将来を見据えて基準年度を設定し、推進したいと考えています。

基準年度は、現時点で予測可能な最も遠い将来である、平成21年度生まれの子どもが小学1年生になる平成28年度の時点の児童数、平成21年度生まれの子どもが中学1年生になる平成34年度の時点の生徒数を基準とします。

③ 教育環境の充実を目指した適正化の推進

佐用町では、適正化計画を単に児童生徒数の減少による校区・学級規模の再編だけでなく、この機会を教育環境の充実に向けた好機と捉え、今回、教育委員会で策定した“夢ある教育 きらめきプラン”に定める教育指針に基づき、各種の施策と併せて総合的に推進することとしています。

(3) 本計画の位置づけ（全体計画と個別計画）

学校規模適正化には、校区再編の時期、通学手段の検討、各学校のこれまでの取組の継承など、様々な事項について調整が必要となります。具体的な調整事項の検討は、地域のかたや保護者に参画いただき、理解を得ながら進める必要がありますので、校区再編による新しい校区ごとに『個別計画』を策定します。

(4) 目標とする学校の規模

佐用町の学校教育に関する意識調査の結果などから、最も多くの保護者や教職員が考える学校規模は、小学校は100～149人程度、中学校は150～199人程度、また、一つの学級規模は、小学校では20～24人程度、中学校では25～29程度の2クラス以上となっています。

この規模になれば、ソフトボールなど主要なスポーツ種目において複数のチーム編成が可能となり、扱う種目や音楽での合唱や合奏の題材が広がるなど、多くの好ましい効果が期待できるところです。

これらから、小中学校規模適正化の基準年度における目標規模として、通学範囲や地域事情等を総合的に勘案し、校区の再編に取り組めます。

○ 法令（文部科学省）による学校の適正規模・学級規模の基準

- ・ 適正規模校 学級数 12～18クラス ・ 小規模校 学級数 6～11クラス
- ・ 過小規模校 学級数 5クラス以下
- ・ 適正規模の例（小学校：1年生35人・2年生以上40人：全年学2クラス×6学年＝12クラス・470人、中学生：40人：全年学4クラス×3学年＝12クラス480人）

○ 佐用町の目標とする小中学校の規模

重点事項＝複式学級の解消

- 〔 小学校 ＝ 1学級20～24人程度、1学校120人以上
- 〔 中学校 ＝ 1学級25～29人程度、複数クラス以上、1学校240人以上 〕

(5) 校区再編に関する基本的な考え方

- ① 適正化の推進は、複式学級を解消し、佐用町が目標とする学校規模を目指します。
- ② 小学校は、小学生の通学距離・時間等に配慮しつつ、1地域に1小学校を目指します。
- ③ 中学校は、平成34年度の基準年度において、全生徒数からしても適正規模になりませんが、過小規模校となることを避けるため、長期的視野に立ち、1町1校の設置を目指します。
- ④ 学校施設は、既存施設の活用を図りながら、より良い教育環境の実現を目指します。
- ⑤ 通学距離・時間の考慮や安全を確保するため、スクールバス等、通学手段を整備していきます。

(6) 校区再編の枠組み（案）

校区再編の枠組みと実施（複式学級の解消を優先し段階的に実施）時期の決定は、個別計画策定時ですが、児童生徒数の見直し・適正化の必要性・基本方針を基に、次のとおり協議を行うための案をお示しします。

現行校区（校名）		校区再編時	
平成28年度（基準年度）見込児童数		新校区域	平成28年度（基準年度）見込児童数
佐用小199人	利神小85人 ※ 江川小39人	佐用地域	1学年1～2クラスの計11クラス・323人
※ 幕山小29人	上月小80人 ○ 久崎小56人	上月地域	1学年1クラスの計6クラス・165人
※ 中安小49人	徳久小57人 ○ 三河小47人	南光地域	1学年1クラスの計6クラス・153人
三日月小105人		三日月地域	1学年1クラスの計6クラス・105人
平成34年度（基準年度）見込生徒数		新校区域	平成34年度（基準年度）見込生徒数
佐用中146人	上月中81人 上津中45人	佐用町	1学年3～4クラスの計11クラス・325人
三日月中53人	（三日月中は教育委員会において調整）		

- ・ 現行校区（校名）の「※」印は、平成23年度で既に複式学級のある学校です。
- ・ 現行校区（校名）の「○」印は、平成28年度までに複式学級の設置が予測される学校です。

4. 今後の取組と全体スケジュール

(1) 推進の方法

- ① 全小学校区（10校区）で学校規模適正化（案）に関する説明会を開催し、皆様の理解と協力を得ながら進めていきます。
- ② 第一段階として、校区ごとに『学校規模適正化地区別懇談会』を設置し、学校規模適正化の校区再編の枠組みと実施時期等について、保護者や地域のかたと協議の上進め、協議結果を踏まえてその案を作成します。
- ③ 第二段階として、新校区の枠組みと実施時期等に関する協議の整った校区からその対象となる新校区ごとに『学校規模適正化地区別協議会』を設置し、学校規模適正化実施後の通学方法や様々な課題について保護者や地域のかたと調整や協議を行い『個別計画』を策定します。
- ④ 対象校区ごとの個別スケジュールは概ね次のとおりとし、一定の目標期間（懇談会設置から個別計画策定までを2年間で行い3年目に実施することが目標です。）とします。 ○ 説明会 ◎ 実施

区 分	初年度	2年度目	3年度目
本計画案の校区ごとの説明	○		
懇談会の設置・開催	→		
協議会の設置・開催		→	
個別計画の策定		→	
準備・実施			◎

(2) 全体スケジュール（協議等の状況により、計画策定や実施までの期間には長短があります。） ◎ 実施

	計 画 期 間 (H23～H32)									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
懇談会の設置・開催	→									
協議会の設置・開催	→									
個別計画の策定	→									
準備・実施		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

問い合わせ：佐用町教育委員会 企画総務室（電話：0790-82-2424）